”New-STI”って何だ！？

早期退職のつじつま合わせで一時金減少？

ルネサスエレクトロニクス社は、昨年６月に実施した早期退職等による労務構成の変化に合わせて、３月の一時金の調整幅を変更すると言います。まず、最高評価（Ｔｏｐ）の上限が２００％に引き上げられます。これにより更に評価間の格差が拡大します。（右表）

それ以上に気になるのが、中位（Ｍｉｄｄｌｅ）の扱いです。調整幅の下限が１００％から８０％に下がっていることから、標準の評価であってもさえも、一時金が最大２割減額されるおそれがあります。

早期退職では、低位（Ｌｏｗ）と最低（Ｂｏｔｔｏｍ）の社員がターゲットになりましたので、いま残っている社員は、中位以上の割合が高くなっているはずです。昨年までであれば１００％以上支給された社員が、今年は従来のＬｏｗ並みに落とされないとも限りません。

一時金の調整幅（％）

評価	変更前	変更後
Top	140～170	140～200
High	120～140	120～140
Middle	100～120	80～120
Low	50～90	50～80
Bottom	～20	～20

New－STIで格差拡大

ＳＴＩとは「Ｓｈｏｒｔ　Ｔｅｒｍ　Ｉｎｃｅｎｔｉｖｅ」の略です。会社は一時金をＳＴＩという略語で呼ぼうとしているようです。言葉から漂って来るうさん臭さは一応置くとして、従来は部門間の格差を０．９～１．１倍としていたところ、今後は「従前以上に変動する可能性」があると言います。

以上から、個人業績と部門業績による格差拡大によって、ルネサスの一時金格差は、ますます拡大する見込みだと言えます。

電機連合の春闘方針に添って

ルネサス労組は今年も、電機連合の春闘議案に賛成し、拡大中央闘争委員を務める組合として、役割を果たしていく方針としています。その電機連合は、労働組合として格差是正への取り組みを明らかにしており、一時金よりは月給を重視するほか、一時金についても賃金収入の一部として業績によらない安定的な部分を確保すること、および、きちんと働いている労働者であれば、平均の８０％以上になることを求めています。ルネサスの制度は、低位（Ｌｏｗ）以下の評価だと、必ず８０％を下回るもので、電機連合の方針とは相いれないものです。

早期退職で人員が減り、退職者の仕事を引き継いだ人たちから、過重労働で苦しむ声が発せられています。平均的に仕事が増えている以上、昨年よりも収入が増えるのが、働く者の当然の感覚でしょう。いま必要なのは、拡大し過ぎてしまった一時金の格差を縮小して、退職者の分まで頑張っている社員の生活を、きちんと保障することではないでしょうか。

熊本の多重請負問題の早期解決を！

今から１０年前、ルネサスエレクトロニクス社が発足する直前の２００９年末から２０１０年３月にかけて、錦工場で物流関係に従事していた請負社員が、業務縮小を理由に解雇されました。

解雇された労働者たちは当時、地元の人吉市にある人吉急便という小企業の社員でした。ＮＥＣＳＫＹ（セミコンダクターズ九州山口；現ルネサス）の錦工場では、工場内の資材運搬などの業務を、ＮＥＣロジスティクス（現日通ＮＥＣロジスティクス）に委託していました。そしてＮＥＣロジスティクスは、同業務を日本通運に委託、日本通運はこれを地元企業の人吉急便に委託していました。つまり、ＮＥＣＳＫＹから３段階の多重請負構造となっていました。

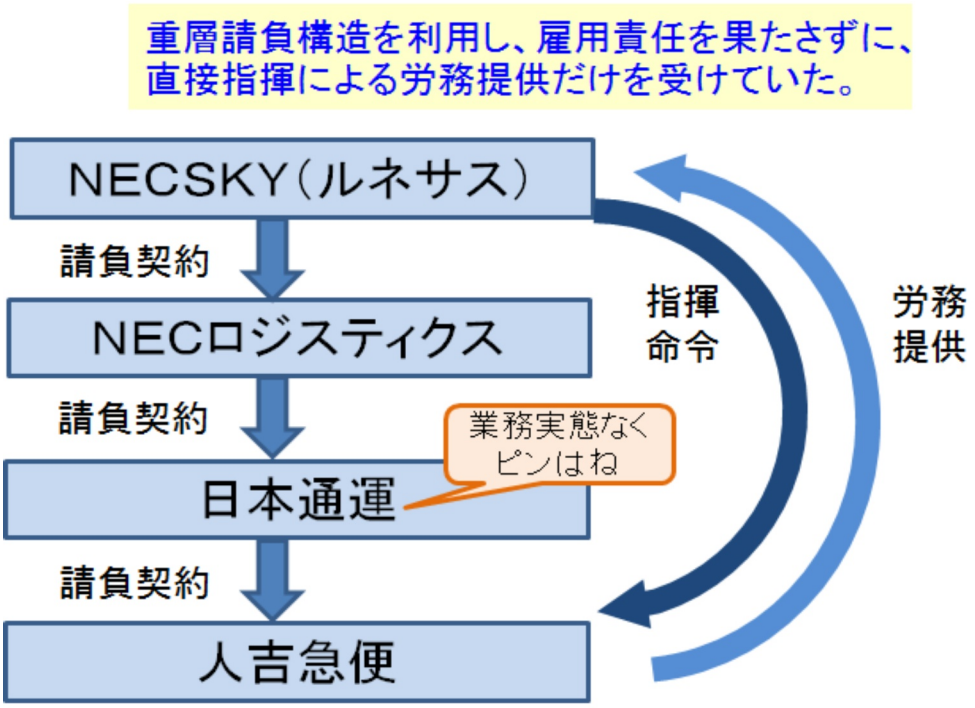

労働者たちは錦工場内で、ＮＥＣＳＫＹのバッチを付け、ＮＥＣＳＫＹの業務指示書に従って、仕事をしていました。実質的な指揮命令が、ＮＥＣＳＫＹによって行われていたことは明らかでした。これは、請負契約をしながら、実態としては派遣労働者のように扱っているものですので、労働者派遣法４０条への違反が疑われます。

また、こうした多重請負によって、人吉急便からＮＥＣＳＫＹへ労働者を供給していた事実は、職業安定法の４４条に対する違反でもあります。とりわけ中間に入った日本通運は、単に中間マージンを得ているだけ（ピンはね）であったことも判明しました。中間搾取は、労働基準法６条に対する違反です。

熊本労働局は、こうした職業安定法４４条や、労働基準法６条などに対する違反を認定し、是正を求めています。会社は、過去の株主総会において、「リスクがあれば対応したい」旨を回答しており、話し合いによる早急な解決が求められます。

（本事件の詳細は「偽装請負・非正規労働　熊本・ＮＥＣ重層偽装請負裁判は問いかける」を参照↑）

ルネサス懇

ルネサス関連労働者懇談会　２０２０年２月　No.４４
E-Mail：renesaskon@gmail.com
Web site：http://www.renesaskon.net/
住所：〒142-0043　東京都品川区二葉２－２０－８
染野ビル２Ｆ　電機労働者懇談会気付
TEL：03-6421-5323　FAX：03-6421-5324

ひとりでも入れる労働組合
電機・情報ユニオンに相談を
電機・情報ユニオン本部
〒142-0043 東京都品川区二葉２-２０-８ 染野ビル２Ｆ
Tel 03-6421-5323　Fax 03-6421-5324
Email：denkiunion@gmail.com
URL（http://www.denki-joho.jp/）